

福井大学ダイバーシティ推進功労者等表彰実施要項

令和5年11月1日

ダイバーシティ推進センター長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人福井大学職員表彰規程（平成16年福大規程第18号）第11条の規定に基づき、同第4条第3号に定める者のうち、福井大学（以下本学という。）のダイバーシティの推進に関する取組を積極的に行っている者を表彰することにより、本学におけるダイバーシティ推進に対する一層の意識向上を図り、また、ダイバーシティの促進に資するため、その表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は、次のとおりとする。

- (1) ダイバーシティ推進功労賞
- (2) 女性研究者学術研究奨励賞（黒田チカ賞）

(表彰の対象)

第3条 第2条に掲げる表彰は、次の各号に定める者のうち、ダイバーシティの推進に積極的に取り組み、今後もその活動が期待できる者に対して行う。

- (1) ダイバーシティ推進功労賞

次のいずれかに該当する者とする。

イ 本学に所属する教職員であって、多様性を尊重し様々な人材が活躍できる社会の実現に関連する優れた研究・活動等に取り組み、顕著な功績のあった個人又はグループ

ロ 国立大学法人福井大学職員就業規則（平成16年福大規則第7号）第2条第2項に定める教育職員のうち附属学校教育職員を除いた者であって、優れた研究成果を挙げ、ロールモデルとして推奨するにふさわしい女性研究者

- (2) 女性研究者学術研究奨励賞（黒田チカ賞）

国立大学法人福井大学職員就業規則（平成16年福大規則第7号）第2条第2項に定める教育職員のうち附属学校教育職員を除いた者、及び、国立大学法人福井大学契約職員就業規則（平成16年福大規則第9号）に定める契約職員、国立大学法人福井大学パート職員就業規則（平成16年福大規則第10号）に定めるパート職員、国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則（平成19年福大規則第18号）に定める特別雇用職員のうち、研究に従事する者であって、優れた研究を展開し、次世代のリーダーとして活躍することが期待される女性研究者

(選考方法)

第4条 被表彰者の選考は、別紙様式による部局長からの推薦に基づき、ダイバーシティ推進センター運営委員会の議を経て、学長が決定する。なお、女性研究者学術研究奨励賞（黒田チカ賞）は自薦も可とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状の授与に併せて、副賞を贈呈することができる。

(その他)

第6条 本要項による表彰は、同一の者が他の部局等において実施される表彰と重複して受賞することができる。

2 表彰された職員については、当該受賞を人事記録に記載する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、本表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和5年11月1日から施行する。

2 福井大学男女共同参画推進功労者表彰実施要項(平成26年10月27日男女共同参画推進センター長裁定)は廃止する。

附 則

1 この要項は、令和6年10月18日から施行する。